

前 2 頁 不開示

(参考) サンフランシスコ平和条約 (27年4月発効)

第14条 (a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産と第2条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む)と現に、この地域の施政を行っている当局及びその住民(日本人を含む)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。(国民といふ語は、この条約で用いるときはいつでも日本人を含む。)

(b) 日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域に在る小島にある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われ、日本国及び日本国民の財産の処理の責を承認する。

第14条 (a) 2 (イ) 及び (ii) の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるものの下への財産、権利及び利益がこの条約の最初の効力発生時にその管轄の下にあるものを差し押さへ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

(a) 日本国及び日本国民

(b) 日本国又は日本国民の代理人又は代行者

並びに

(c) 日本国又は日本国民の所有し、又は支配した団体

(以下略)